

小学校就学予定児の保護者のみなさま  
並びに小・中学校の児童生徒の保護者のみなさまへ

勝浦町教育委員会

## ～就学援助制度についてのお知らせ～

勝浦町では、お子さまが小・中学校へ就学するうえで、経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者の方に対して、学用品費・給食費・修学旅行費などの援助を行っています。

この制度を希望される方は、勝浦町教育委員会または各学校に「就学援助費受給申請書」がございしますので、必要事項を記入・押印のうえ、該当理由を証明する書類を添付いただき、勝浦町教育委員会へ提出してください。教育委員会において審査のうえ、結果をお知らせします。

なお、この制度は毎年度申し込みが必要です。

### ◎対象者

勝浦町立の小中学校に在籍している児童生徒の保護者で、次の要件を満たしていると認められた方です。

なお、町外より勝浦町立の小中学校へ通学されている場合は、一部の援助費が対象外となります。対象外の援助費については、お住まいの自治体の教育委員会にご相談ください。

### ◎援助を受けることができる方

- (1) 生活保護を受けている方
- (2) 次のいずれかに該当する方

前年度又は当該年度に

- ① 生活保護が停止又は廃止されている
- ② 町民税の減免を受けている
- ③ 町民税が非課税となっている（※非課税世帯）
- ④ 国民健康保険税の減免を受けている
- ⑤ 国民年金掛金の減免を受けている

（※世帯に国民年金以外の年金対象者の方がいる場合等は、この理由での申請はできません。）

- ⑥ 児童扶養手当の支給を受けている（※児童手当ではありません）
- ⑦ 保護者の職業が不安定で、経済的に困難であると認められる

### ◎受給者の決定

教育委員会において資格の有無を審査し、受給の認定を行います。

年度当初に申請された場合は、6月下旬ごろ審査結果をお知らせします。年度の途中でも申請を受け付けておりますので、その場合は随時結果をお知らせします。

#### ◆お問い合わせ先◆

勝浦町教育委員会事務局 TEL 0885-42-2515  
IP 050-3438-7148（勝浦町役場代表）  
〒771-4395 勝浦郡勝浦町大字久国字久保田2番地1

## ◎申請の受付時期

認定	学 年	申請受付時期	認定月日(援助開始日)
当初認定	在学中の児童生徒	毎年 土・日を除く 4月 1日 から 4月20日 まで	4月1日
	新1年生		
追加認定	すべての学年	原則として随時受付 年度途中認定のため、援助費の減額 等があることをあらかじめご了承ください。	原則 申請日の翌月1日

## ◎就学援助費の内容

区 分	小学校	中学校	備 考
学用品費	11,420 円	22,320 円	年額
通学用品費 (第1学年を除く)	2,230 円	2,230 円	年額
新入学児童生徒学用品費	40,600 円	47,400 円	4月1日認定の新1年生に限る
修学旅行費	実費	実費	修学旅行実施前までに認定された方 ※交通費,宿泊費,見学科等均一に負担すべき経費
校外活動費	1,570 円	2,270 円	校外活動実施前までに認定された方 ※交通費及び見学科等
学校給食費	300 円× 給食回数	330 円× 給食回数	勝浦町立小中学校の児童生徒のみ対象
医療費	特定の疾病の治療のための医療に要する経費 勝浦町立小中学校の児童生徒のみ対象		

※ 援助費の費目に係る学校徴収金等は、一度当該学校に全てお支払いください。  
その後、認定者（保護者）へ支給します。

## ◎援助費の支給方法と時期

就学援助費の支給方法は、教育委員会が認定者（保護者）の口座へ振り込みます。

振込時期は、8月・12月・3月の年3回を予定しています。

追加認定者の場合も同時期です。（※なお援助費額は、認定月日により異なります。）

## ◎お願い

就学援助費の受給中に、経済状態が悪くなったり、生活状態が申請時と大きく変わるなどの理由により、就学援助を受ける必要がなくなった時は、すみやかに申し出てください。

また、受給要件を満たしていないことが判明した場合は、その支給を停止し、その認定を取消します。また場合によっては遡って就学援助費を返還していただきますので、あらかじめご了承ください。